■ 土地売買等の届出に係る区域について (都市計画区域及び市街化区域)

●市街化区域

秋田県内で、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区域区分(「線引き」 ともいいます。)しているのは 次の市です。

·秋田市(旧秋田市) ·潟上市(旧昭和町、飯田川町、天王町)

これらの市内で、市街化区域に定められた区域内において、2,000㎡以上の土地売買等がなされた場合、届出が必要となります。

●都市計画区域

秋田県内で、都市計画が定められている市町村は次のとおりです。

地区	市町村名
県 北	鹿角市、小坂町
	大館市(旧大館市、比内町)、北秋田市(旧鷹巣町、森吉町、合川町)
	能代市、二ツ井町
県中央	秋田市(旧秋田市、河辺町、雄和町)
	男鹿市(旧男鹿市)、潟上市(旧昭和町、飯田川町、天王町)、五城目町、八郎潟町
	由利本荘市(旧本荘市、矢島町)、にかほ市(旧仁賀保町、金浦町、象潟町)
県 南	大仙市(旧大曲市、神岡町、西仙北町)、仙北市(旧角館町、田沢湖町)
	美郷町(旧六郷町)、横手市、 湯沢市(旧湯沢市)

都市計画区域内において、5,000㎡以上の土地売買等がなされた場合、届出が必要になります。

●上記以外の区域

上記以外の区域の場合であっても、10,000m以上の土地売買がなされた場合は、届出が必要です。